財産の無償譲渡について

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

安芸高田市長 藤本 悦志

財産の無償譲渡について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

- 1. 財産の表示
  - (1)建物 (附属する備品等の物品を含む。)
    - ア ゆず等の処理加工施設

所 在 安芸高田市高宮町川根字谷口 2253 番地 4

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造平家建

面 積 延床面積 328.9 m²

建築年 平成16年1月30日

- イ その他附帯施設 工場排水専用処理施設
- (2) (1)の建物が所在する土地上の工作物
- 2. 相手方

所 在 安芸高田市高宮町川根 2253 番地 4

名 称 川根柚子協同組合

代表者 代表理事組合長 熊高 昌三

3. 譲渡条件

事業目的である柚子製品の加工品製造・販売拡大を通じて柚子原料供給農家の所得向上、就業機会の創出、地域の活動拠点としての役割を担い、当該地区における地域活動の活発化に貢献すること。

4. 譲渡時期

令和7年3月末